

「資料 1」についての質問・意見への回答

項目	番号	質問・意見	回 答
1 全 般	①	資料の数値はどのようにして把握しているか。	資料の数値は学校から報告のあった数である。小中学校については、各学校から市町村教育委員会、教育事務所を通じて取りまとめている。
	②	全国では「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題」という名称が多いようだが、島根県が「生徒指導上の諸課題」にしているのは、どのような観点からか。	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題」は文部科学省調査の名称であり、統計法の関係で数値の使用に制限がある。県は単独調査で文科省調査に準じる内容を調査しており、その数値を基本的には使用しており、文科省調査との区別をしている。
	③	概要版にある「今後の対応」の内容が、昨年度示されたものと殆ど変わっていないように見受けられたが、この「今後の対応」はいつ頃作成され、また学校現場にはどのような形で伝わっているのか。	例年10月頃の文科省調査の公表時期に併せて作成し、HPに公開するとともに、各学校に配布している。令和2年度分については、見直した結果大きな変更箇所はなく、各事業を継続して充実させていく方向である。
2 暴 力 行 為	①	暴力行為はどのように定義されているか。	暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の四形態に分けている。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は対象外としている。
	②	小学校の件数（発生件数・対教師・対生徒間）が多いが、加害児童は特定の児童や支援を要する児童なのか。	発生件数と加害児童生徒数との数字を比較すると分かるが、特に小・中学校の「対教師暴力」については特定の児童生徒が繰り返す場合がある。また、配慮が必要な児童生徒が行う場合もある。
	③	児童生徒1,000人あたりの発生件数が全国の平均値に比べてかなり高いように感じるが、先生方が積極的に暴力行為として捉えて、対応をされているという理解でよいか。	そのように考えている。数年前までは発生件数が全国でもかなり上位であった。文科省が本調査で求めているものより程度が軽いものも計上されていた。暴力行為は程度が軽いものでも指導をするが、この調査で計上するものは例に示されるように程度の重いものであるという認識を周知していったことにより、調査上の数値が下がった。
	④	島根県と同規模の県の状況と比較すると、この数値は高い状況か。	人口が同規模の県としては、鳥取、高知、徳島、山梨、福井などがある。鳥取、高知は本県よりも高く、それ以外は本県よりも低い。

項目	番号	質問・意見	回答
2 暴力行為	⑤	仮に、同規模の県で、島根県と比較して、数値が低いとする県があれば、その県の取組から学ぶべき対策があると思う。そのような事例があれば伺いたい。	現時点で他県の事例は持ち合わせていないが、暴力行為のみならず、いじめ、不登校等の数値の少ない都道府県の好事例について、今後必要に応じて収集していきたい。
	⑥	暴力行為への対応の(3)教育相談体制について、昨年の審議会で、学校に配置されているSCやSSW等の方々が、もっと連携したいけどそういう仕組みになっていないとこぼしているという現状が話題になったと思うが、今年度はどういう対策を講じているか。「教育相談コーディネーターを中心とした」の文言が文頭に移動しているのが、何か意味しているのか。	SSWスーパーバイザーとの市町村訪問で、市町村との話し合いの中で、SSWが学校でのケース会に参加するケースが増えたとの話が多く聞かれた。SSWが参加する学校のケース会にはSCも必ず参加してほしいと要請しているという市町村もあり、SCとSSWの連携は徐々に広がっている印象がある。また、SCとSSWの連携について、市町村訪問や学校訪問等で必要に応じて話をしているところである。
	⑦	「教育相談コーディネーターを中心とした教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係者が一体となった教育相談体制の充実」と今後の対応にあげられているが、今まで定期的にされていなかったのか、そうであるなら具体的にどのような体制づくりを考えているのか。	「今後の対応」としているが、今後も一層の充実を図りたいという意図であることを理解していただきたい。
3 いじめ	①	いじめは全国数値より低いが、この要因についてはどのようなことがあげられるか。	法や基本方針等の周知が進み、各学校において組織的な対応が浸透してきている中で、未然防止の取組(積極的生徒指導、居場所づくり絆づくり等)も図られてきていると考える。一方で、今後も、積極的に認知するよう学校現場へ働きかけていきたい。校種別に見ると、小学校の認知件数が全国に比べて低い。「いじめ0」よりも「いじめの認知漏れ0」をめざしている。
	②	いじめは、「行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」であって、暴力行為よりも幅広い行為を指していると思われるが、苦痛を表現できない児童生徒がいるのではないかと危惧している。	苦痛を表現できない児童生徒もいると思われる。いじめを見逃さない、見過ごさない学校づくりにより、日常の観察や面接、アンケート等からの早期発見に努める必要がある。
	③	いじめの発見のきっかけにおいて、全国ではアンケートが高いようだが、島根県ではそうでもないようだ。どのような取組の違いがあるのか。 (簡単な日常のお天気アイコンで気分を示すことで生徒の不調をつかむ試みを聞いたことがある)	例年、本県は「本人からの訴え」、「保護者からの訴え」の割合が高く、訴えやすい状況にあると考える。一方で、「アンケート調査等からの発見」が低く、アンケートの内容や実施方法がマンネリ化していないか、見直しを図ることも必要だと考える。

項目	番号	質問・意見	回答
3 いじめ	④	いじめの事案が起こって対処するとき、ゴールは加害被害それぞれに保護者に報告し、謝罪までもっていくというのが通常の方法と考えてきた。小中では加害側の保護者等への報告が8～9割だが、謝罪まで行くのは小62%、中で75%、高で15%にとどまっている。謝罪や和解といったことは、子どもたちの将来にとって大切な学習になると思うが、それができにくい状況にあるのが見て取れ、いじめの指導の難しさを感じる。一方、被害側への特別な対応について、小が21%、中が38%と、少ないように感じる。	いじめには様々なケースがあるので、単に謝罪を持って解消とならない場合もあり、県教育委員会としても、必ずやらなければならないとは考えていない。例えば、加害者側がよかれと思って行った行為でも、被害者が苦痛に感じていじめと認知したケース。また加害生徒が確認できないケースや、被害生徒が加害生徒と一切関わりたくないというケースもある。謝罪については、加害、被害両者がしっかり納得した上で行う必要があると考える。
	⑤	発見のきっかけとして学校の教職員等も少なくなることや本人や保護者や友人からの訴えが多いことから全体的にいじめに対する認識が根づいてきていることや、きちんと訴えることがなされていると思う。 いじめられた生徒の相談に学校の教職員が対応されるのは当然で好ましいことだが、再発を防ぐためには相談をしっかり受けとめ、心の安定・課題の解消に向けての長期的な対応が出来ることが大事だと強く思う。 いじめた児童生徒に対しても、同様に一時的なものだけでなく、不満や不安等に一緒に向き合う対応が望まれる。	いじめの解消としては、①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状況が相当の期間継続していること。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。とされており、被害児童生徒及び保護者への面談等により判断することになっている。「相当の期間」とは、概ね3ヶ月とされており、加害児童生徒への指導も含めて、長期的な対応が大事であると認識している。
	⑥	いじめの重大事態となった件数は何件か。	国公立・小・中・高・特別支援学校合計で9校10件である。
4 不登校	①	不登校の要因はどのように調査したものか。	不登校の要因については、教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入することになっている。
	②	不登校の要因について、家庭にかかる状況で「親子の関わり方」とあるが、具体的にどのような状況を言うのか。	「親子の関わり方」については、親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任等が調査上の具体例として記載されている。
	③	本人にかかる状況で、無気力、不安が相当数計上されているが、これに対しては、どのような指導を行っているか。	「無気力・不安」は無気力でなんとなく登校しない、登校の意志はあるが漠然とした不安を覚え、登校しない（できない）等の児童生徒が拳がっている。このような児童生徒のなかには、はっきりした要因が分からない場合も多く、対応が難しいケースも多い。学校では本人や保護者との面談やケース会議を繰り返し、SCやSSWの専門家の意見も聞きながら、支援計画を立て、必要に応じて医療や福祉との連携も図り対応している。

項目	番号	質問・意見	回答
5 教育 相談	①	教育相談の内容はどのようなものが多いか。	不登校に関するものが最も多い。続いて発達障がい、心身の健康・保健となっている。
	②	「訪問相談」とはどのように行われているか。	教育センターから相談員が学校や施設に出かけて、ケース会議に参加したり、心理検査を実施している。
	③	学校外の施設や機関の相談状況について、どのような結果になっているか。	学校外としては、教育支援センター、教育センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体、民間施設などがある。これらの機関で相談を受けている児童生徒は、不登校児童生徒のうち公立小学校で約6割、公立中学校・高等学校で約5割である。
6 自 死	①	全国の調査には自死の統計があるが、島根県ではどのような結果になっているか。不登校対策は自死予防対策につながるように思う。	自死者数については都道府県別人数は公表していない。ご意見のとおり、不登校対策は自死予防対策につながると認識している。